

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成 17 年 3 月 18 日

沖縄県教育委員会

## 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「スポーツ振興班」を「スポーツ振興班、全国高校総体準備班」に改める。

第9条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 災害共済事務に関すること。

第13条第2項の表中「石川、与那城、勝連、具志川」を「うるま」に改める。

### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 概 要 説 明

総務課

### 1 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成22年度全国高校総体開催準備に向けた準備室を保健体育課に設置するため。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター県支部の廃止に伴い、県立学校の災害共済事務を保健体育課の分掌事務に位置づけるため。
- (3) うるま市設置に伴う所管区域の変更のため。

### 2 改正案の概要

- (1) 第3条第1項の表中「スポーツ振興班」を「スポーツ振興班、全国高校総体準備班」に改める。
- (2) 第9条保健体育課の分掌事務に「(10)災害共済事務に関すること。」を加える。
- (3) 第13条第2項の表中教育事務所の所管区域の「石川、与那城、勝連、具志川」を「うるま」に改める。

### 3 添付資料

- (1) 新旧対象表

# 沖 縄 県 教 育 庁 組 織 規 則 新 旧 対 照 表

## 改 正 案

## 現 行

(課及び係等の設置)  
 第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係、室、班又はセンターを置く。

総務課	総務係、企画広報係、教育情報システム室
財務課	給与係、算係、振興係
施設課	学校予備係、助成係、企画係
福祉課	福祉係、福祉係
県立学校教育課	普通教育班、職業教育班、高校教育改
義務教育課	義務教育班
保健体育課	保健班、健康教育班、スポーツ振興班、全
生涯学習振興課	生涯学習班、生涯学習推進セ
文化課	文化係、文化財係、記念物係

(保健体育課の分掌事務)  
 第9条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 (1)～(8) 略  
 (9) 奥武山総合運動場に関すること。  
 (10) 災害共済事務に関すること。  
 (11) その他保健、体育及び給食に関すること。

(教育事務所)  
 第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。  
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
教育庁 中頭教育事務所	沖縄市知花六丁目 35番20号	恩納、うるま、沖縄、読谷、嘉手 納、北谷、北中城、中城、宜野湾、 西原の各市町村

(注) 対照箇所にはアンダーラインを引くこと。

(課及び係等の設置)  
 第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係、室、班又はセンターを置く。

総務課	総務係、企画広報係、教育情報システム室
財務課	給与係、算係、振興係
施設課	学校予備係、助成係、企画係
福祉課	福祉係、福祉係
県立学校教育課	普通教育班、職業教育班、高校教育改
義務教育課	義務教育班
保健体育課	保健班、健康教育班、スポーツ振興班
生涯学習振興課	生涯学習班、生涯学習推進セ
文化課	文化係、文化財係、記念物係

(保健体育課の分掌事務)  
 第9条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 (1)～(8) 略  
 (9) 奥武山総合運動場に関すること。  
 (10) その他保健、体育及び給食に関すること。

(教育事務所)  
 第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。  
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
教育庁 中頭教育事務所	沖縄市知花六丁目 35番20号	恩納、石川、与那城、勝連、具 志川、沖縄、読谷、嘉手納、北 谷、北中城、中城、宜野湾、 西原の各市町村